

議案第 68 号

勝山市職員の給与に関する条例の一部改正について

勝山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

令和 7 年の人事院勧告に準じて、本市職員の給与等の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下<u>この項から第3項まで</u>において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下<u>この条</u>において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

(2)・(3) (略)

(新設)

- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額\_\_\_\_\_の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)

(2)・(3) (略)

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、

規則で定める期間)に係る最初の月 \_\_\_\_\_

の規則で定める日に支給する。

**5** (略)

**6** この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等 \_\_\_\_\_ に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

**7** (略)

規則で定める期間)に係る最初の月 (**当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月**)

の規則で定める日に支給する。

**6** (略)

**7** この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等 **及び駐車場等** に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

**8** (略)

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。